

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター
自殺対策に関する革新的研究推進プログラムの研究課題評価に関する規則

令和 8 年 7 月 1 日センター長決定

(目的)

第 1 条 この規則は、いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」という。）の自殺対策に関する革新的研究推進プログラム（以下「本プログラム」という。）に関する規程（以下「規程」という。）第 14 条第 6 項に定める研究課題評価についての詳細を定めることを目的とする。

(研究課題評価の目的)

第 2 条 それぞれの研究課題評価の目的は、次の各号に定めるものとする。

(1) 事前評価

研究課題の採択にあたって、応募された研究課題が、公募の趣旨に合致しているかどうか、採択の必要性・相当性があるかどうか等を客観的かつ公正に判断し、もって、研究資金の適正な配分に資することを目的とする。

(2) 中間評価

研究課題が、当初の研究計画通りに進行しているかどうか、その年度内に達成すべき事項が達成できているかどうか等を客観的かつ公正に判断し、必要に応じて研究計画の変更、研究の実施体制の変更、研究費の増減、共同研究者の変更及び研究の中止等の判断に資することを目的とする。

(3) 事後評価

研究課題等について、研究の実施状況、研究成果等を明らかにし、今後の研究成果等の展開及び本プログラムの運営の改善に資することを目的とする。

(4) 追跡評価

研究の内容に応じて、研究終了後一定期間が経過した時点で、研究成果が政策等へ活用されたかどうか、政策形成の過程等において参考にされたかどうか、自殺対策を実施するにあたって間接的な波及効果等があったかどうか等を検証することにより、その後の自殺対策及びそれに関連する研究の進展に資することを目的とする。

(評価方法)

第 3 条 研究課題評価の手法は、次の各号に定めるものとする。いずれの評価にあたっても、評価のとりまとめは原則としてガバニングボード（以下「GB」という。）の会議を開催したうえで行うこととする。

(1) 事前評価

GB が、評価対象者から提出された委託研究公募申請書（研究計画書）を基に、書類選考及び必要に応じて面接を行い、評価する。評価にあたっては、別紙記載の評価項目毎に評点を与え、それを総合して総合評価をするものとする。

(2) 中間評価

GB が、評価対象者から提出された評価対象年度の研究計画等の進捗状況の確認ができる資料を基に、必要に応じて評価対象者へのヒアリング又は研究実施場所での調査を行い評価するものとする。評価にあたっては、別紙記載の評価項目毎に評点を与え、それを総合して総合評価をするものとする。

(3) 事後評価

GB が、評価対象者から提出された研究成果報告書等の資料を基に、必要に応じて評価対象者へのヒアリング又は研究実施場所での調査を行い評価するものとする。評価にあたっては、別紙記載の評価項目毎に評点を与え、それを総合して総合評価をするものとする。

(4) 追跡評価

各研究課題について、GB が事後評価を行う際、評価対象者の意見を聞いた上で、追跡評価を実施するかどうか、実施するとしてその時期、方法等の詳細を決定するものとする。

(評価項目・評価基準)

第4条 各年度に採択される研究課題に関する事前評価、中間評価、事後評価の評価項目及び評価基準については、別紙のとおりとする。

2 前項の評価項目及び評価基準については、当年度の公募の際に JSCP が定め、公表することとし、JSCP は評価項目及び評価基準を定めるにあたり、GB 委員、退任した元 GB 委員、外部の専門家ないし有識者等の意見を聴くことができる。

3 評価は絶対評価とする。

(評価結果の研究代表者等への通知)

第5条 GB は、各評価実施後、研究代表者に同人の研究課題に関する評価結果とその内容を通知する。

2 GB は、各評価実施後、規程第5条の有識者委員及び助言者に研究計画書等の資料を添付して評価結果の概要を通知する。

附則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年11月13日から施行する。

附則

この規則は、令和7年7月11日から施行する。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

別紙

第1 評点区分と評点

【事前評価】

(項目別評価)

優れている 4点

良好である 3点

やや不十分である 2点

不十分である 1点

評価不能 99 (※令和7年度評価より追加)

(総合評価)

A 最優先で採択すべき

B 積極的に採択すべき

C 採択してもよい

D 採択には不十分

【中間評価】

(項目別評価)

優れている 4点

良好である 3点

やや不十分である 2点

不十分である 1点

(総合評価)

A+ 研究領域の設定目的に照らして、期待以上の進展が認められる

A 研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの進展が認められる

A- 研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの進展が認められるが、一部に遅れが認められる

B 研究領域の設定目的に照らして研究が遅れており、今後一層の努力が必要である

C 研究領域の設定目的に照らして、研究成果が見込まれないため、助成の停止が適当である

【事後評価】

(項目別評価)

優れている 4点

良好である 3点

やや不十分である 2点

不十分である 1点

(総合評価)

A+ 研究領域の設定目的に照らして、期待以上の成果があった

A 研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの成果があった

- Aー 研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの成果があったが、一部に遅れが認められた
- B 研究領域の設定目的に照らして、十分ではなかったが一応の成果があった
- C 十分な成果があったと言い難い

第2 評価項目と評価基準

【令和7年度採択研究課題の中間評価】

(評価項目と評価基準)

A 項目別評点

- a) 研究課題の達成度合い、今後の研究計画の妥当性・効率性
 - 研究計画において当年度に達成すべき目標は達成できているか
 - 当初の研究計画において定められた最終的な研究目標が達成され、期待される成果が得られる見込みはあるか
- b) 研究体制、運営状況
 - 研究者の構成や能力、研究の実施に向けた協力者や対象者等との調整状況や実施環境等に鑑みて、研究を継続することで最終的な研究目標を達成することは可能か
 - 当該年度の研究費は適切かつ効果的に使用されているか

B 総合評点

- 研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの進展が認められるか

【令和7年度採択研究課題の事後評価】

(評価項目と評価基準)

A 項目別評点

- a) 自殺対策現場の課題に対する当該研究の貢献
 - 研究は自殺総合対策大綱等、自殺研究に関連する国等の方針を踏まえて進められたか
 - 自殺総合対策の推進に資するデータ及び科学的根拠が収集できたか
 - 現場における取組の改善や政策の見直しなど、今後の自殺対策の改変や推進につながり得る成果を生み出したか
- b) 当該研究の社会へのインパクト・波及効果
 - 日本の自殺総合対策において実用的な価値を持ち、社会的効果を有する研究であったか
- c) 研究成果(学会・学術誌などにおける発表業績なども含む)
 - 当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展があったか
 - 先行研究を踏まえて、当該分野の研究を進展させる革新的な成果を生み出したか

B 総合評点

- 自殺総合対策の推進に資する革新的な研究であったか
- 自殺対策の現場におけるニーズや課題を適切に踏まえた上で、その改善や推進につながり得る成果が得られたか
- 研究を通じて、自殺対策の「現場」と「研究」と「政策」の連動性の向上につなげ得るエビデンスが導出されたか

【令和8年度採択研究課題の事前評価】

(評価項目と評価基準)

A 項目別評点 : ①②③の観点より構成

① 新規性(Originality / Novelty)

■ 評価項目、内容及び評価基準

評価項目	内容	評価基準
① -1 未解決課題への挑戦	● これまでの自殺総合対策や自殺に係る諸研究において、十分に扱われてこなかったが重要な課題に取り組んでいるか	● これまでの研究や実践では十分に扱われてこなかった重要な課題に取り組もうとしているか
① -2 社会的変化への対応力	● 現代社会の状況変化や喫緊の課題等を適切に踏まえているか	● 自殺総合対策の現状や課題に照らしてみた時に、必要性の高い研究といえるか ● 社会状況等を踏まえた時宜に適った研究であるか
① -3 独創性・革新性	● 従来の研究の延長線上に留まらない、自殺総合対策の推進につながり得る独自の視点・方法を有するか	● これまでの自殺研究の体系や方向の変革または転換につながり得る、独自の視点・方法を有する研究であるか ● 新しい仮説、理論的枠組み、実証的手法等が提示されているか

② 有用性(Usefulness / Relevance)

■ 評価項目、内容及び評価基準

評価項目	内容	評価基準
② -1 現場ニーズとの適合性	● 当事者や支援現場の期待・要請を的確に捉えているか	● 自殺総合対策における直接的な支援の対象者(自殺未遂者・ハイリスク者・自死遺族等)のみならず、国民全体を含めた幅広いニーズや期待にも応え得るか ● 自治体や民間団体等のニーズや取り組みの改善等に資するものとなり得るか
③ -2 社会的インパクト	● 社会・地域・当事者に波及する影響が期待されるか	● 本研究が、自殺総合対策の推進に資するデータ及び科学的根拠の収集に寄与し得るか ● 本研究を進めることで、学術や科学技術ならびに社会制度等の改善をもたらす等のプラスの効果が期待できるか(データの蓄積も含む)
② -3 政策・制度との整合性	● 国の政策、計画、制度の内容や方向性、目標等との整合性が取れているか	● 自殺総合対策大綱で示される取組の内容や方向性との整合性が取れているか

③ 実現可能性 (Feasibility / Implementation)

■ 評価項目、内容及び評価基準

評価項目	内容	評価基準
③ -1 計画の妥当性・明確性	● 目標が明確に定められ、方法を含めた計画に無理がないか	● 研究の目標が明確に定められており、その実現のための方策等からも無理のない計画となっているか ● 目標を実現する上で、計画に記されている調査研究の内容に不足点や不備等はないか
③-2 研究遂行能力、 実施体制等整備状況	● エフォートを含めた研究代表者等の研究能力、適切な人員配置、調査対象者や研究の関係者・協力者等との連携体制、研究遂行上の役割分担が適切かつ明確にされているか	● 以下の点に鑑みて、計画に記された内容は概ね問題なく実行可能と思われるか ① 研究代表者等の遂行能力 (研究業績・エフォート含む) ② 研究の実施体制 (研究対象者へのアクセスや研究分担者・協力者等との連携体制含む) ③ 施設の設備 ④ 研究代表機関の管理体制
④ -3 経費の整合性・合理性	● 支出計画や資源配分が適切で、重複や浪費がないか	● 研究経費は計画の内容と照らして整合性がとれているか ● 研究経費の内容は、内訳、積算根拠について合理的かつ妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか (不合理な重複や集中等がないか) ● 研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が 90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか
③-4 倫理・法令遵守対応	● 研究倫理、生命倫理、安全性、法令遵守体制が整っているか	● 研究倫理、生命倫理、安全対策、その他必要な法令等を遵守した計画となっているか ● 特に、人に対する心理的・行動的介入 (例: プログラムやカウンセリング等) を伴う研究である場合には、研究対象者に過度な負担やリスクを与えないよう設計されているか。介入

		研究としての自覚的な計画立案がなされており、その妥当性・安全性・遂行体制について自己評価を行っているか。
--	--	--

B 総合評点

	評価基準
B 総合評価	● 本プログラムの趣旨、目標等に合致した、自殺総合対策の推進に資する革新的な研究か ● 自殺総合対策の「現場」と「研究」と「政策」の連動性を高める研究であるか ● 今後の政策への反映や政策形成過程での参照など、自殺総合対策の更なる推進に資することが期待できる研究であるか

【令和8年度採択研究課題の中間評価】

(評価項目と評価基準)

A 項目別評点

- a) 研究課題の達成度合い、今後の研究計画の妥当性・効率性
- 研究計画において当年度に達成すべき目標は達成できているか
 - 当初の研究計画において定められた最終的な研究目標が達成され、期待される成果が得られる見込みはあるか
- b) 研究体制、運営状況
- 研究者の構成や能力、研究の実施に向けた協力者や対象者等との調整状況や実施環境等に鑑みて、研究を継続することで最終的な研究目標を達成することは可能か
 - 当該年度の研究費は適切かつ効果的に使用されているか

B 総合評点

- 研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの進展が認められるか

【令和8年度採択研究課題の事後評価】

(評価項目と評価基準)

A 項目別評点

- a) 自殺対策現場の課題に対する当該研究の貢献
- 研究は自殺総合対策大綱等、自殺研究に関連する国等の方針を踏まえて進められたか
 - 自殺総合対策の推進に資するデータ及び科学的根拠が収集できたか
 - 現場における取組の改善や政策の見直しなど、今後の自殺対策の改変や推進につながり得る成果を生み出せたか
- b) 当該研究の社会へのインパクト・波及効果
- 日本の自殺総合対策において実用的な価値を持ち、社会的効果を有する研究であったか
- c) 研究成果(学会・学術誌などにおける発表業績なども含む)
- 当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展があったか
 - 先行研究を踏まえて、当該分野の研究を進展させる革新的な成果を生み出せたか

B 総合評点

- 自殺総合対策の推進に資する革新的な研究であったか
- 自殺対策の現場におけるニーズや課題を適切に踏まえた上で、その改善や推進につながり得る成果が得られたか
- 研究を通じて、自殺対策の「現場」と「研究」と「政策」の連動性の向上につなげ得るエビデンスが導出されたか